

JR東海労
大二運分会

交差点

No.527
2018年6月13日
責任者：今田昌二
発行：教宣部

大谷川さんの年休裁判 第3回口頭弁論開催！！

5月30日、大阪地方裁判所第809号法廷において、大阪第二運輸所の大谷川さんが、年休の失効・時季変更権の濫用に対する損害賠償請求を会社に対して起こした訴訟の第3回口頭弁論が開催されました。

会社は、裁判所より職場の休日取得に関する要員操配について、準備書面での提出を求められており、今回この準備書面が提出、陳述しました。

会社は、年間休日、年休日数、行路数、労働日等を考慮した上で要員操配を決めているという主張ですが、年休が失効している理由については明らかにしていません。

傍聴席は、関西地本の多数の組合員と関西在住の郵政の仲間であらためて埋め尽くされました。



次回、大谷川さん年休裁判は・・・
7月31日15時～大阪地方裁判所で弁論
準備が予定されています！